

第4回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【Dグループ】概要

開催日：平成22年10月21日（木）

時間：午後7時～午後9時

会場：役場103会議室

参加委員：5名（欠席委員5名）

会議次第：1 開会

2 議題

1) 前回のふりかえり【第7章 行政（全4条）】

2) 第8章 行財政運営の原則（全7条）

3 その他

4 閉会

1 開会（グループリーダー）

2 議題（グループリーダー）

1) 前回のふりかえり 【第7章 行政（全4条）】

- ・前回検討した内容について、報告者がまとめた資料及び議案を全員で見直し、条文内容をふりかえる。

※ふりかえりの意見があったものについて記載しています。

（執行機関の役割と責務）

第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

※前回の会議時に、草案の第31条第1項にて規定している「制度」が、どのような制度を指しているのかについて、職員プロジェクト内での検討について事務局に確認を求めていました。その回答として、ここで規定している「制度」とは、【この自治基本条例において定められた制度】であることが報告されました。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・草案における規定が報告の内容であれば、文章表現として、単に「制度」とせず、具体的に規定した方がわかりやすい。
- ・あいまいにならないよう、「条例において定められた制度」と規定してはどうか。



●結論

- ・「制度」の位置づけを明確にするため、以下のとおりとする。

(執行機関の役割と責務)

- 第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び**本条例において定められた**制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。
- 2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。
- 3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

-----次の条へ-----

2) 第8章 行財政運営の原則 (第7条) について

～草案より～

(総合計画)

- 第35条 行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果などの地域特性を最大限に生かし、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。
- 2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- 3 行政は、各分野における個別計画等について、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

○検討委員からの意見

- ・国の政策や社会情勢を考慮し計画を策定しているのであれば、そういった文言を盛り込む必要はないだろうか。見直しの規定など。
- ・総合計画は今後10年間の計画であるが、第6次の総合計画自体において、5年経過する段階で一度見直しをすることとしている。
- ・第7次の総合計画で見直しがなくなってしまうようであれば、本条例に規定すべきではないか。
- ・あくまでも総合計画の策定において、見直しについては検討すべきではないか。
- ・「これまでのまちづくりの成果」が「地域で育まれてきた資源」についても含んでいるのではないか。資源のかたまりがまちづくりの成果と考えるので、「まちづくりの成果」という表現は削っても良いのではないか。
- ・「資源」と「成果」ではそれぞれ中身が違うものとして規定すべきか。
- ・「まちづくりの成果」と規定する方が、文章としてあいまいになり分かりづらい。
- ・「まちづくりの将来の姿」とは、総合計画を策定する際の10年後の目標と考えるのか。
- ・「資源」には、まちづくり・人づくり・教育・文化等幅広く含めて資源。「地域の特性」は、別海の広い面積、産業のことではないか。

- ・第3項について、各分野における個別計画等とは具体的に何かわかるようにしても良いのでは。

●結論

- ・上記の意見により以下のとおり修正。なお、総合計画の見直しに関する規定については、総合計画自体に盛り込んでおり、本条例には規定しないこととします。

(総合計画)

- 第35条 行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、**地域で育まれてきた資源や地域の特性を最大限に生かし**、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。
- 2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- 3 行政は、各分野における個別計画等について、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

-----次の条へ-----

～草案より～

(行政評価)

- 第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。
- 2 行政は、行政評価の実施にあたって、町民参加による外部評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、町が行う政策へと反映します。

○検討委員からの意見

- ・現在のところ具体的な制度がない中で規定することについて、行政はどうか。
- ・第2項について、町民参加による評価を「外部評価」と表現するのはどうか。
行政と町民がともに行うものであるので不適切では。

●結論

- ・上記の意見により、以下のとおり修正。

(行政評価)

- 第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。
- 2 行政は、**町民参加による行政評価を実施**するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、町が行う政策へと反映します。

-----次の条へ-----

～草案より～

(財政運営)

第37条 行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。

- 2 行政は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。
- 3 行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。
- 4 行政は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

○検討委員からの意見

- ・規定について特に意見なし。

●結論

- ・上記の条文で良い。

次の条へ

～草案より～

(組織体制)

第38条 行政は、社会経済情勢の変化やまちづくりの課題に効率的かつ迅速に対応できる執行体制を確立します。

○検討委員からの意見

- ・組織体制は誰が確立するのか。行政の定義でいえば、この規定には町長と執行機関はとなるが。
- ・執行機関においてもこの規定に基づきまちづくりや行政運営に対応する必要がある。
- ・町長の役割と重複するが、組織としての規定は問題ないのでは。

●結論

- ・上記の条文で良い。

次の条へ

～草案より～

(行政手続)

第39条 行政は、町民の権利利益を保護するため、許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

- 2 行政は、前項に関する必要な事項については、別海町行政手続条例（平成9年6月20日別海町条例第28号）で定めます。

○検討委員からの意見

- ・ここで規定する許認可等について、どのようなものがあるかわかるようにした方が

良いのでは。

- ・制度として条文に規定するかも知るが、情報公開等との関係もあるので、規定して良いのでは。

●結論

- ・上記の条文で良い。

-----次の条へ-----

～草案より～

(政策法務)

第40条 議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例等の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用します。

○検討委員からの意見

- ・「解釈」という表現が気になる。都合良くと読み取れる表現ではないか。
- ・前提として、法律の範囲内で独自の解釈は、行政にはあるのではないか。
- ・地域として有利に運用するのが政策法務と考える。
- ・「解釈」の捉え方として人それぞれ違いがあるのであれば、削除しても良いのでは。



●結論

- ・上記の意見により、以下のとおり修正。

(政策法務)

第40条 議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例等の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に運用します。

-----次の条へ-----

～草案より～

(危機管理)

- 第41条 行政は、災害等の緊急時に対処するための計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講じます。
- 2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。
 - 3 町民、議会及び行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

○検討委員からの意見

- ・第1項に規定する計画が防災計画を想定しているのであれば、はっきりと「防災計画」等と規定してはどうか。
- ・災害等としているのであれば、例えば口蹄疫などへの対策も広く危機管理に含まれるのでは。そうであれば、ここでは計画としてないものへの対策もあるので、「計画に基づき」を削除してはどうか。
- ・条文化するだけでなく、実際に緊急時に対応できる体制を整備することが最も重要である。

●結論

- ・上記の意見により、以下のとおり修正。

(危機管理)

第41条 行政は、災害等の緊急時に対処するため危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。

3 町民、議会及び行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

3 その他 (グループリーダー)

- ・グループ討議は今回で終了。次回は全体会議となるが、日程は後日連絡する。

4 閉 会 (グループリーダー)